

令和3年第2回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和3年第2回初山別村議会定例会会議録

招集年月日	令和3年 5月25日		
招集場所	初山別村議会議場		
開会	令和3年 6月15日 午前10時 5分宣告		
応召議員	1番 高場志津子 2番 三谷 博子 3番 斎藤 勝博 4番 加藤 一裕 5番 山本 康男 6番 長谷川幸廣 7番 鎌田 健治 8番 木村 健一		
不応召議員	なし		
出席議員	応召議員と同じ		
欠席議員	不応召議員と同じ		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	村長 宮本 憲幸 教育長 宇野 要 監査委員 野村 英雄 農業委員会長 立田 幸男 選挙管理委員会委員長 立田 康雄		
本会議に職務のため出席した者の職・氏名	副村長 村田 繁光 企画振興室長 山崎 英樹 総務課長 加藤 明彦 住民課長 大水 秀之 経済課長 向井 隆文 主任技師 長谷川孝之 教育委員会 大西 孝幸 農業委員会 事務局長 向井 隆文 教育次長 選挙管理委員会 事務局長 加藤 明彦		
村長提出議案名	別添議事日程表のとおり		
議員提出議案名	別添議事日程表のとおり		
議事日程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。		
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した。 6番 長谷川 幸廣 7番 鎌田 健治		
会議の書記氏名	事務局長 寺崎 廣輝 書記 岩井 陸		
その他の	なし		

村長議会招集挨拶

議長 木村健一君

村長から議会召集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸君

令和3年第2回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。

深緑の季節を迎えるにあたり、議員の皆様方には、何かとご多用のところ定例議会を招集いたしましたが、議員各位のご出席のもとに、本日開催されますこと厚くお礼を申し上げます。

6月も中旬に移り、各種産業も徐々に活性化して参りました。厳しい社会情勢下にありますが、農作物がこれから天候に恵まれ、生育が順調に進むよう願うと共に、漁業におきましても、海洋環境の変化等の中、漁獲量・魚価の安定に期待する所であります。

北海道における新型コロナ感染拡大は、緊急事態宣言後ようやく鈍化の傾向にありますが、依然として高い水準にあり、全国各地で医療の切迫した状況が続いている。適切な感染拡大防止対策を継続すれば、感染者が減ることは数字が証明しており、ワクチン接種の促進と共に引き続き気を弛めることなく、危機意識を持ち続け、一人ひとりの粘り強い予防の実践により、その先の光を見いだすことができるものと考えます。

さて、5月31日をもちまして出納閉鎖をいたしました令和2年度の各会計につきましては、求められる施策を推進しつつ、健全財政を維持しながら決算できるような状況であり、議会の皆様のご指導、ご支援の賜と深く感謝を申し上げる次第であります。

今定例議会に提案いたしました案件は、補正予算を含め11件であります。単行議案は、報告2件、その他議案4件ほか、「雄幸橋補修工事」に係る指名競争入札を過般、6月8日に執り行いましたところ、入札の結果、議案記載者の者が落札致しましたので、工事請負契約を締結致したいと存じますが、契約予定額が5千万円を超えており、議会の議決が必要ですので、提案致した次第であります。又、一般会計及び特別会計3会計の補正予算につきましては、事業費の追加などの補正をお願い致しております。

それぞれの案件につきまして、上程の際、詳細説明致しますので、ご審議の上ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、議会の招集の挨拶といたします。何分宜しくお願い申し上げます。

開会・開議

議長 木村健一君

ただいまの出席議員数は8名で定足数に達しておりますので、令和3年第2回初山別村議会定

例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 木村健一 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長より指名します。

6番長谷川幸廣君、7番鎌田健治君、両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 木村健一 君

日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。三谷委員長。

議会運営委員長 三谷博子 君

ただ今、議長より指名がありましたのでご報告いたします。議長から本定例会の会期等の諮問を受け、去る5月31日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。

協議の結果、案件等を勘案し会期を本日から6月17日までの3日間といたしました。

以上、報告を終わります。

議長 木村健一 君

お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から6月17日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの3日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長 木村健一 君

日程第3 諸般の報告を行います。

事務局長に朗読させます。寺崎事務局長。

事務局長 寺崎廣輝 君

第2回初山別村議会定例会諸般の報告

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行 政 報 告

議長 木村健一 君

日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和3年第2回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております
資料の順に従いまして、報告申し上げます。
1の令和2年度各会計決算見込みにつきましては、第1回定例議会におきましてその概要を報
告いたしておりますほか、各議会提案時に主な内容を説明しておりますので重複は避けまして、
各会計毎に報告申し上げます。

(1) 一般会計①予算対比でありますと、当初予算額26億6,980万円に対し、6回の補
正を行い、歳入歳出総額を31億1,885万7千円といったとしております。

当初予算に対し、金額で4億4,905万7千円、率にして16.8%の増となっております。

令和2年度の予算執行に当たりましては、経常経費の節減に努めたほか、歳入におきましては、
国・道補助金の特定財源は、概ね予算で見込んだ額が確保されております。

②歳入総額は、平成元年度は繰越明許費がなく、令和2年度分のみで29億8,103万1,
421円であります。

歳入の大半を占める地方交付税は、当初予算に対し1億6,235万3千円の増となったほか、
当初予算に計上していた財政調整基金の繰入を取り止めたうえで、同基金に5,085万5千円
を積み立てし、減債基金については、年度中に繰入を行ったものの、年度末には繰入と同額の6,
830万1千円を積み立てることができます。

③歳出総額は、歳入同様令和2年度分のみで、29億5,342万8,488円であります。

主な事業としては、特別定額給付金給付事業、水産業振興構造改善事業、里見橋補修事業、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、初山別中学校大規模改修事業などを実施しております。
④差引残額では、合計で2,760万2,933円となっており、令和3年度へ繰り越しります。
また、⑤財政調整基金の5月31日の現在額は、11億2,100万7,989円であります。
次に(2)の国民健康保険特別会計の決算見込みでありますと、歳入総額2億2,247万7,596円に対し、歳出総額2億1,399万1,449円で、差引残額848万6,147円の歳計剩余金の見込みであります。
剩余金のうち地方財政法の規定により、特定財源を除く2分の1以上の440万円を財政調整基金に積み立てることとし、翌年度への繰越額は、408万6,147円の見込みであります。
なお、5月31日現在の財政調整基金額は、6,162万6,861円であります。
(3)の介護保険特別会計でありますと、歳入総額1億9,912万3,306円に対し、歳出総額1億8,739万8,661円で、差引残額1,172万4,645円の歳計剩余金の見込みであります。
剩余金のうち返還金に充てる財源を含む572万4,645円を翌年度の繰り越し、支出に充てるべき額を除いた額の2分の1以上の600万円を、地方財政法の規定により財政調整基金に積み立てます。
なお、5月31日現在の財政調整基金額は、3,856万2,078円であります。
(4)の後期高齢者医療保険特別会計でありますと、歳入総額2,274万9,885円に対し、歳出総額2,239万9,964円で、差引残額34万9,921円の歳計剩余金の見込みであります。
次に(5)簡易水道事業特別会計でありますと、歳入総額1億6,997万9,122円に対し、歳出総額1億6,913万9,735円で、差引残額83万9,387円の歳計剩余金の見込みであります。
なお、5月31日現在の計量器分財政調整基金額は、1,234万4,939円であります。
(6)農業集落排水事業特別会計でありますと、歳入総額1億8,694万7,185円に対し、歳出総額1億8,619万3,736円で、差引残額75万3,449円の歳計剩余金の見込みであります。
なお、5月31日現在の償還基金額は、6,099万3,883円となっております。

2の農作物生育状況及び漁業生産状況についてであります。始めに農作物の生育状況について申し上げます。

今年3月の気温は、平年より高く経過したことにより、融雪は順調に進み、融雪期は平年より8日早い4月2日となりました。融雪後の天候は、高温多照であったため、ほ場の乾燥が進み、耕起作業は順調に行われました。

水稻のは種期は、4月20日と平年並で、出芽期は1日遅れとなりましたが、苗の生育状況は概ね平年並みに推移しました。移植期は、平年並の5月21日で、移植後は、気温は高く推移し、強風なども少なかったため、活着期は平年より2日早まりました。6月1日現在の生育は、平年より1日遅れとなっております。

畑作物の6月1日現在の生育状況ですが、秋まき小麦は、融雪後の生育は順調で、平年より3日進み、春まき小麦は、は種期は平年より9日早く、平年より3日進んでおります。

また、豆類のは種作業の進捗状況は、大豆が4日、小豆が1日早まっている状況です。

農作物は、いずれも概ね順調に生育が進んでおりますが、今後も気象情報に注意し、適正な肥培管理と病害虫防除に努めるよう関係機関と連携をとりながら、指導の徹底に努めてまいります。

次に、漁業生産状況であります。資料の表をご覧願います。

5月末現在の水揚高の合計は、数量293.1t、金額9,262万6千円で、前年と比較して、数量85%、金額84.9%であります。

ここ数年、好調であった主力魚種の「たこ」は、数量で対前年比98%、金額で95.4%で、前年を下回っております。また、ほたて稚貝については、稚貝の生育不良により、数量で対前年比66.3%、金額で67.6%、額にして、1,800万円近くの減少となりました。漁業においては、昨年来の新型コロナの影響が心配されますが、経営安定のためにも、今後の漁獲量並びに魚価の回復を願うものであります。

3の令和2年度岬センター等の利用状況について申し上げます。

岬センターの利用者数は、研修室1,890人、比較で45.6%、入浴者2万9,348人、比較で116%、宿泊者7,422人、比較で95.7%、一般食堂1万2,429人、比較で97.1%、総数では、5万1,089人、比較で102.2%であります。

公園施設は、2,877人、比較で102.9%となっております。

道の駅・ともしびの利用者数は、軽食喫茶6,944人、バーベキュー2,720人、展示売店4,708人、利用者合計は、1万4,372人、比較で65.4%であります。

4の令和3年度建設工事等の発注状況について申し上げます。

5月31日現在の土木・建設工事につきましては、発注済みが土木工事で2件539万円、建 築工事で2件842万6千円、計で4件1,381万6千円、発注率は7.7%であります。委 託業務は、発注済み5件で2,259万4千円、発注率は22.6%であります。
水道・農業集落排水工事では、工事の発注済みはありません。委託業務は、発注済み2件で1, 765万5千円、発注率は100%であります。
最後に、5の新型コロナウイルス感染症の状況についてご報告いたします。
北海道は、5月16日に緊急事態宣言の対象となり、その終期は現在、6月20日までとされ ております。北海道は、道内を札幌市等より強力な対策が必要な特別措置区域と、本村を含むそ れ以外の措置区域とし、二段階の対策をとっています。村は、5月17日、31日に対策本部を 開催、行事・事業のうち可能なものは延期・中止とし、村の施設については、天文台を休館とし たほか、各施設の利用者数の上限を見直すなどの策を講じております。
道内・管内の状況については、全道的には、ゴールデンウィーク後、感染者数が急増し、また、 変異株への置き換わりが進行しており、管内においてもゴールデンウィーク後、感染者が多発し ております。村は、生活支援メール及び臨時のお知らせ版により、緊急事態宣言が発令されたこ と、道内・管内で感染者が多発していること並びに、振興局長・管内首長共同メッセージをお知 らせし、予防の徹底等について周知・啓発しております。
なお、陽性が判明した場合、北海道は、本人に年齢・性別・職業・市町村名の公表の是非を確 認し、振興局名とともに公表しておりますが、本人が希望しない項目は非公表としてます。村の メールは、北海道の公表に基づき配信しており、例え感染者が村民であっても、本人が希望しな い場合は、管内の例として配信することとしております。
今後、コロナウイルス感染拡大により、症状はないが念のため検査を受けたいと考える方が一 定数でくると考えていることから、PCR検査等を希望する方に対し、検査費用の一部を支援す る事業を今定例会に上程しておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
最後にコロナワクチン接種についてですが、65歳以上の高齢者及び学園利用者を対象とした ワクチン接種を、5月15日から開始し、6月12日に2回目を完了しております。65歳以上 の90%を超える方が2回の接種を完了しているほか、学園利用者及び福祉施設従事者の一部 方が接種を受けております。なお、65歳未満の方については、国からワクチンの配送時期が示 され次第、日程調節のうえ、できるだけ速やかに実施いたします。
コロナウイルス感染症については、未だ終息は見通せず、気の抜けない状況が続いております が、今後、コロナワクチンが行き渡り、以前のような日常生活が一日も早く戻ってくることを願

っております。また、村民皆さんが安心して暮らせるよう諸対策を講じてまいりますので、ご理解のほどお願いします。

以上で行政報告を終わります。

議長 木村健一 君

これで行政報告は、終わりました。

日程第5 一般質問

議長 木村健一 君

日程第5 一般質問を行います。

議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。

発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての各議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。

発言を許します。1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

おはようございます。本日マスク着用をということでしたが、苦しくなるのでマウスシールドをつけさせていただきました。ご了解下さい。では、質問致します。

村内町内会、自治会の連合体組織の必要性について。本年3月終了の第7期村総合振興計画の「IVみんなで創り育てる明るい協働の村」の地域活動推進の主要施策の1つは、連合体組織の結成と活動の見直しであった。10年が経過しました。

①連合体結成組織の為にどんな働きかけをし、その経緯はどうであったか。

②設立できなかった理由をどう捉えているか。

町内会、自治会は、地域住民の支え合い、助け合いの基本となる組織であります。連合体組織があることにより、会同士の情報交換や交流が図られます。各会が活性化することにより、住民にとって住み続けられる地域へつながっていくことと思われますが、村長はいかがかお伺い致します。

次に情報公開の推進についてであります。村においては、個人情報の保護に留意しながら広報誌とお知らせ版、またはホームページや生活支援メールを活用し、情報提供しているところであるが、きわめて限定的であります。更に情報公開を推進するために伺います。

①昨年、3回にわたり「わかものみらい会議」を開催しているが、どの様に行われたのか。ま

た、若者達の想いや意見はどんなものであったのでしょうか。

②例年行われている村長主催の「お茶の間懇談会」で出された意見とその回答を現状のように抜粋ではなく、全てを広報誌に掲載した方が良いのではないかと思われます。

③年度当初に行われている自治会行政委員連絡会議の内容を、住民へも周知した方が良いと思われますがいかがでしょうか。

今後も村主催で行われる行事等は、内容も含めて情報公開することにより、村民との情報の共有が図られ、開かれた村政となり、村民もより参加しやすい環境の構築がなされると思われるが、いかがか村長にお伺い致します。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

高場議員の「村内町内会、自治体の連合組織の必要性について」のご質問にお答えします。自治会活動につきましては、親睦融和に限らず生活環境整備、相互扶助、地域行事への参加ほか、近年では防災組織の結成など幅広いものになってきております。しかしながら、地域活動の担い手の高齢化、後継者づくりが必要な自治会もあり、人口減少・少子高齢化の進行や価値観の多様化が進む中、将来にわたり持続可能なコミュニティの形成が求められており、町内会、自治会は地域住民の支え合い、助け合いの基本となる組織であり、各会が活性化することにより、村民の皆さんのが住み続けられる地域へつながっていくとのお考えにつきましては、私も認識を同じくするところであります。

さて、1点目の「連合体組織結成のための働きかけとその経緯」についてですが、平成28年4月開催の自治会行政委員連絡会議において、「自治会連合組織について」ご意見ご要望を伺いながら検討を進めていく旨説明いたし、同年10月に「町内会・自治会による連合会組織の設立について」、17団体の町内会長・自治会長あて「アンケート調査」を実施し、約88%にあたる15団体からの回答を得ております。翌年の平成29年2月に集計を終え、結果の概要として、「必要又はどちらかといえば必要」との回答が33.4%に対し、「必要ない又はどちらかといえば必要ない」の回答は53.4%と過半数を超える結果となったほか、連合組織化とした場合は、「全村一本化」ではなく、「南中北地区での連合体」形態が望ましいとの意見が多数を占めたところであります。このアンケート結果につきまして、平成29年4月に開催した自治会

行政委員連絡会議の場で報告の上意見を求めたところ、「現段階では組織結成に至らないか」とのご質問に対し、「必要なしが過半数を超えていることから、現段階では組織立ち上げの着手に至らない」旨のお答えをしたところであります。また、第8期振興計画の策定にあたり、令和2年6月に第7期振興計画の「主要施策」ごとの達成状況調査を実施したところでありますが、「現状、連合会組織の必要性がない」ものとし、今後の課題として「町内会・自治会の意見を聞きながら、組織統合の検討を行う」といたしましたところであります。

2点目の「設立できなかった理由の捉え」についてですが、アンケートの「必要ない又はどちらかといえば必要ない」と回答した付帯理由に、「現状の自治会体制で十分である」「人間関係が煩わしい」「地区単位の連合体、地区代表者の相談で解決している」「結成は現在の生活環境にマッチしない」「行事が増え負担になる」などのご意見をいただいており、組織体制としては、現状の町内会・自治会組織の活動で充足しており、全村一本化の組織化よりも地域の特色を活かした、活動しやすい地区単位ごとの組織化が望ましいと考える町内会・自治会が多いことが伺えたところであります。冒頭にも申し上げたところですが、人口減少・少子高齢化が進む中、町内会・自治会組織に担っていただく役割は多岐にわたっている一方、地域の担い手後継者の育成を促進する必要性が高まっており、これまでの単位自治会に対する施策について継続するとともに、これまでと違った視点から総合的に町内会・自治会の行政支援のあり方について、検討を深めていく必要があるものと存じます。連合体の組織化につきましては、今後、各地区からの要望・要請など気運が高まった場合には、ご意見が多数であった地区別連合体の組織化などもひとつの方策として、地域の声を伺いながら、総合的に検討を重ねてまいりたいと考えますので、ご理解を願います。

次に「情報公開の推進について」のご質問にお答えします。

1点目の「わかものみらい会議の開催方法及び出席者からのご意見等について」ですが、本会議は、「総合振興計画」及び「総合戦略」策定にあたり、住民の皆さんからの声を聞かせていただく機会として、令和元年11月から令和2年2月まで計3回、北海道立総合研究機構の協力により開催しております。開催方法につきましては、「こうなっていればいいな初山別村」を共通テーマに、3つのグループに分かれ、そこに到達するために必要なことを「今から始められること」、「時間を掛けてじっくり話し合うこと」にそれぞれ整理しながら、本村の未来とその可能性について話し合っていただきました。議員のご質問であります「参加者の想いや意見」について、いくつか紹介しますと、「助け合いのできる地域が家族のようになること」、「便利でなくとも、住むのに最高と思えること」、「今ある自然を子ども達に残していく」などといった想いと、

そこに到達するために、人と自然を生かしたビジネスの可能性や観光振興について、地域の繋がりで作るイベントの拡大や、それを支える自立型タクシーの事業化の提案、また、情報系の人材活用や移住を進めていくにあたり、情報インフラの整備が不可欠であるといったご意見をいただき、これらにつきましては、「地域公共交通対策事業」、「高度無線環境整備推進事業」として、総合振興計画に反映されているところです。なお、参加された皆さんとの感想としましては、「地元愛が強くなった」、「意見交換することで、今まで気付かなかつたことに気付けられて良かった」などの声をいただいているところです。

2点目の「お茶の間懇談会でのご意見とその回答について、抜粋ではなく全てを広報誌に掲載することについて」であります。お茶の間懇談会は、村づくりに向けて、住民の皆さんと意見交換ができる貴重な機会として、就任以来、毎年開催させていただいているところであります。昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、開催を見送らせていただきましたが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況に十分留意をし、開催できればと考えております。議員のご質問にありますご意見等について、抜粋ではなく全て広報に掲載してはどうかですが、懇談会において、毎年、最も多く要望をいただいておりますのが、除雪や草刈り、修繕等の道路の維持管理についてであります。本村が管理するものにつきましては、速やかに対応することとして取り進めており、国道や道道など道路管理者が違う場合におきましては、それぞれに要請を行っていることから、広報誌への掲載を見送っております。その他、個人的なご意見やご要望につきましても、担当課が即時対応に努めることから、同様に掲載を見送っているところです。また、寄せられましたご意見の中には、複数の地区から同じ内容のご意見をいただくことがあります。こういった場合には、それぞれの意見を要約させていただき、高齢者の方にも分かりやすい形で掲載するよう努めていますことから、ご理解を願います。

3点目の「自治会行政委員連絡会議の内容の住民周知について」ですが、本年度の議題は、新年度予算の主要事業説明、各課からは花いっぱい運動、地域ふれあい担当職員、メール配信登録、地域おこし協力隊員の紹介、日赤募金協力依頼、ゴミステーション管理、コロナワクチン接種、村立診療所体制、緑の募金協力依頼、道路一斉清掃、豊岬海水浴場清掃、ヒグマ出没情報ほかとなっています。新年度予算の内容につきましては、村内主要施設に「予算概要説明書」を配置しておりますし、各課からの説明、協力事項につきましても、そのほとんどが「広報しょさんべつ」又は「お知らせ版」により周知を図っているところであります。ヒグマ出没注意など緊急を要するものは、「生活支援メール」によりまして周知をさせていただいているところであります。例年開催の際には、各委員から議題に関連した確認、又はその他全般的な事項について意見交換を

させていただいているが、各課での即時対応、あるいは「お茶の間懇談会」等の場で経過・対応の説明をさせていただいていることから、一定の周知が図られているものと考えております。今後とも、状況に応じ、より適確な情報提供に努めて参りたいと考えますので、ご理解を願います。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

再質問させていただきます。まず最初の町内会・自治会の連合体組織の必要性についてですけれども、28年・29年と当時の自治会長さんに対してのアンケート調査結果に基づいて、必要ないということが半数の意見だったとお伺いしましたけれども、町内会・自治会長さんも長くやられる方もいますし、また2年ごとに変わられる方もいます。皆さんに使命感をもってやられているのでしょうか、それぞれの自治会、それぞれの地域性で行っているとは思うんですけど、やはりどんどん人口減少する中で、村内の人たちがもっと情報交換したり話し合ったりすることによって、地域の活性化に繋がるという視点から、やはりそういう機会を作っていく、そして地域のリーダーである町内会長さんたちが、もっと他の町内会の情報を聞きながら、自分の地域に合ったものを考えていく必要があるのかなと思います。特に今全戸が加入している自治会の中で、それぞれの地域で地域の皆さんは幸せに暮らしている現状ではあります。災害もないし地域の支え合いもどんどん進んできまして、豊岬でいえば地域支え合いの中でコーディネーターを設置してくれて、支え合いサポーターの基で、支え合い活動をしたり、老人クラブでしたら、老人クラブの中でもふれあい担当員という方をおいて、75歳以上の独居老人に対して支え合いをしてい。或いはまた、婦人会が日赤奉仕団の役割を担っているとかということで、高齢者の方達は日常は地域の隣近所、知人友人と支え合いながら幸せに暮らしていると思います。村の行事も増えしておりますので。そういう中で、住み続けられるための安心安全の一番の要である、もし有事の際はどうすることを一番心配しているわけです。今自然災害等が多発するようになっておりまして、津波とか色々な災害があります。それに対応する為に、やはり一番の支え合いの基本は町内会ですから、色々な支え合いの活動をやってきていても、非常に限られたことを身に染みて感じております。その中で、町内会が支え合いの基本の中で、特に今必要なのが災害に対しての備えが喫緊の課題なのかなという中で、自主防災組織の支援要項を設立、村

でも作ってくれてもう3年にもなりますけども、なかなか町内会・自治会が自主防災組織の設立が進まないということを非常に懸念しているわけですけれども、その為にもやはり町内会・自治会の会長の皆さんのが他の会との交流を図ったり、意見交換することが大きく影響されるのではないかということで、連合体組織が必要であると常々感じておりました。皆さんが必要がないという中では、新しくまた第8期の総合振興計画の中で検討されていくのでしょうかけれども、また、世代交代も進んでますし、新しい顔ぶれの中で、是非村の方から働きかけをしていただければと願っております。端的にいいまして、皆さんの意見を聞きながらこういう結果にはなったけれども、村長さん自体は、そういう連合体が本村の場合、必要と思っているかどうかという点についてお伺いいたします。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

町内会・自治会の重要性というのは、いわゆる人口減少、少子高齢化社会などで、行政のみでは到底対応しきれないことが多分にありますので、町内会・自治会そのものの必要性は、これからますます高くなっていくんだろうと思います。それに対して、連合会そのものが必要かという事に対してどうかということなんですけれども、北海道連合会の大きな組織の中でこの問題について調査されています。その調査結果を見ますと、やはり小規模な自治体においては、必要性はそんなに高くないんだと、それは町内会や自治会の必要性が高くないということではなく、それを組み込む連合会組織の必要性はどうなのか、という意見が非常に多いです。その中で私も、町内会自治会というのは、自主的な住民の皆さんの組織ですから、私は意識を持ってなんかしないとならないということであって、やはりそこは、町内会の自主性の中で、もし必要があれば作るということも考えられるのかなというふうに思います。ただ行政としても、これから色々なことを進めてく中で、やはり町内会そのもの他に連合体があることによって、こういう点でいいんだ、こういう点で便利になっていくんだ、ということがあればそれはまた十分に理解されていらない町内会があるとすれば強く気運を高めてやるということも一つ考えられるのかなというふうに思います。地域課題というのは、もう一つありまして、交通安全でも防犯でも、それから防災の関係なり青少年の教育であっても、高齢者の見守りでも、やはり目の届かないところは地域地域で見ていくという、そういった考え方というのは過疎地域に非常に必要なことだというふ

うに思います。町内会、自治会の皆さんのお意見を聞きながら、どういったことでそこを高めていけるのか、地域をどうやってまとめていけるのかということをしっかりと提起して、今後また考えていきたいと思います。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番 高場志津子君。

1番 高場志津子 君

であれば、私たち町内会に属する一住民として、自分の町内会をどう高めていくかということも検討していかなければならぬと思います。連合体ができるることによって、確かに自治体の連合体の数も違うので、それぞれ課題があつてもある程度今村長さんが仰ったような、地域に必要とされている課題がある一定の水準で、どこの自治会も同じように保つていけるのかなということも地域の住民にとっては、それぞれのあまり大きな差がないような地域住民の暮らしができるのかなと思いますので、今後ともそういう町内会・自治会に対しての援助、意識啓発とか積極的に進めていただければと思います。それと、次に移って情報交換の推進についてですけれども、今まで十分情報公開をしていただいていると思います。でも更に村民の皆さんどんどん人口が減る中で、皆さんのが共通の課題として、より多くの人が村づくりに意識を持っていただく為の手段というか方法を常々考えているわけですけれども、その中でわかものみらい会議も広報にちょっと見出しがあつただけで、あまり住民に話の内容とかおりてきませんでした。見出しが広報されるだけだったら、新聞報道となんだ変わりはないわけですから、そういう人がどういう考え方、どういう思いで暮らしているかというのも是非、より多くの人に情報の共有ができるかと思って今回質問したわけです。若者の思いを汲み取って私たち今現役世代、村を動かしてやる職員の皆さん、議会の皆さんのがより若者と共に、村をどうしていくかということを更に考えていくべきと思っております。お茶の間懇談会に際しても、常々私の話題に上がるんですけれども、やはり傍聴という形でずっと3地域回らせていただいて、せっかく村長さんとお茶の間のように親しくお話できる機会なのに、どうしてこんなに参加率が悪いんだろうということで、常々思っているわけですので、まあ関心がないからなのか、夜分だからなのかそういう辺りの検討というのは常に検討していかなければならないと思うんですけど、村長さんは情報公開の推進という視点から、単なる抜粋じゃなくて、今回は全容を載せた場合は、という提案をしたわけですけれども、その辺りもっとお茶の間懇談会に来て欲しいというような村長さんからの働きかけとか、メッセー

ジはありますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸君

最初のわかもの会議についてですけども、今回の8期の総合振興計画を作るに当たって、これは10年間の計画ですから、もう次の世代の人たちがどう考えているのか、どんなことを望んでいるのか、どんな思いで毎日このふるさとで暮らしているのかということを、今なかなか若い人たち自身が集まったり、色々な方面の若い人達と一緒にになって話すということは、最近見ててかなり少ないです。そんな意味からも、是非若い人たちがどう考えているか、自分たちの村のこれから10年をどうすべきと考えるのかという意味で、今回わかもの会議を開催したんですけども、やはり先程もお話ししましたように、やはり改めて自分がこの村に住んでて、まだまだできること、あるいはこんなことできないかということを改めて感じるということを聞いて、私も大変嬉しく思っていますし、そういう前向きな若い人たちが初山別村に対して、どんな想いを持っているのか、どんな意見を言われたのかということは、村民の皆さんにも知ってもらうような機会といいうのもこれからあっても良いのかなというふうに思います。確かに人口減少は進んでいますけど、次の村の未来を担うのは若い人たちですから、そういう社会背景にあって、そういう若い人達がどう考えていくのかということが非常に大事なのかというふうに思います。そして合わせてまた、村づくり懇談会の関係ですけども、今まで各地区ごとにやってきて、その地区地区でまた色々な思いというか、地域の皆さんとの参加状況も違うんです。その話の内容についても生活に不便に感じている、例えば道路ですか、それから先ほど話した除雪だとか、そういう類いの話で、そうではなくてもっと幅広く村の未来はどうなのかという話もいただくこともあります。そんな中で、今のような方法がどうなのかということが、毎年地区で参加状況も違うもんですから、或いは色々な声を聞かせていただくものですから、是非続けて下さいと地域から、或いはもうちょっと違った形の方がいいんじゃないですかといった声もいただいておりますので、そんな中で、担当室とどうなのか、なにか良い方法とかっていう話が毎年やっているところです。例えば先程わかものみらい会議の話をしましたけども、やはり村づくり懇談会の若い人たちのそういうもの、或いは女性の方の語らい、或いは子ども達との場だとか、色々なやり方がきっとあるんだろうというふうに思います。地域の声を拾わなければならぬということを、これからも継続しながら、

違った方法もあるよというところもこれから色々考えて、やはり村づくりの基本は住民主体、あるいは情報公開、そして協働というこの大きなところにあるわけですから、少しでも声を届けていただけるような、そういう形をこれからも模索していきたいというふうに思います。

議長 木村健一 君

高場志津子君に申し上げます。ただいまの発言は質問の範囲を超えておりますので、注意します。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番 高場志津子君。

1番 高場志津子 君

情報公開の3番目の提案として、自治会行政委員会議の中身等を村民に情報の共有を図られるように、自治会行政委員連絡会議の内容を住民へも周知した方が良いのではないかという提案を一つしました。確かに広報5月号で、新年度の予算は載せてはいるんですけど、会議の議案を見させていただいたところ、町内会・自治会の連絡会議のはとても分かりやすく、内容や説明も町内会長さんたちに分かりやすく説明しているんだろうと思われるところから、それをなんとか住民の皆さんにも分かりやすいような形で、その広報をしていくことも必要なのかなと思ったわけです。いずれにしても、これからも情報公開、要するに一般住民の人たちと色んな村づくりの情報を共有することで村全体の資質の向上が図れるというか、そういうことを期待したいと思います。その理由から今回は一般質問をさせていただいたわけです。常に指示をなさっていると思いますので、また情報公開についても、今後ともより一般住民と共有が図られるよう方向性を見つけていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長 木村健一 君

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時15分 再開 午前11時35分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 木村健一 君
日程第6 報告第2号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定について〕を議題とします。
説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
報告第2号 専決処分の報告について 損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告する。
令和3年6月15日報告
初山別村長 宮本憲幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりました。
本件は報告事項でありますが、特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第2号 専決処分の報告については、以上で報告済みとします。
日程第7 報告 第 3 号
議長 木村健一 君
日程第7 報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
報告第3号 繰越明許費繰越計算書について 令和2年度初山別村一般会計の繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告する。
令和3年6月15日提出
初山別村長 宮本憲幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君

説明が終わりました。

本件は報告事項であります、特に質疑があればこれを許します。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですので、報告第3号 繰越明許費繰越計算書については、以上で報告済みとします。

日程第8 議案第16号

議長 木村健一 君

日程第8 議案第16号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第16号 損害賠償の額の決定について

平成21年8月6日発生のみさき台公園ゴーカート場事故による損害賠償の額を、次のとおり決定する。

令和3年6月15日提出

初山別村長 宮本憲幸

記

1 損害賠償の額 2,198,353円

2 損害賠償の相手方 千葉県柏市○○○○○○○○○○○○

○○ ○○

本件につきましては、みさき台公園ゴーカート場での事故にかかる未払いの治療費6万5,603円及び今後のインプラント治療費見込額213万2,750円、合わせて標記の額を賠償しようとするものであります。本年3月15日付で示談を交わし、示談書には今後の一切の賠償金額である旨、明記いたしており、平成21年から11年余継続した事案を最終的に確定致そうとするものであります。以上で説明を終わります。

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第16号 損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第17号

議長 木村健一 君

日程第9 議案第17号 雄幸橋補修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。向井経済課長。

経済課長 向井隆文 君

議案第17号 雄幸橋補修工事請負契約の締結について

令和3年6月8日指名競争入札に付した雄幸橋補修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 雄幸橋補修工事

2 契約の方法 指名競争入札による契約

3 契約金額 74,800,000円

4 契約の相手方 苦前郡初山別村字初山別54番地

初山別土建株式会社

代表取締役 麻里 隆三

令和3年6月15日提出

初山別村長 宮本憲幸

提案理由 契約の予定額が5千万円を超えるため、議会の議決に付すものである。

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

今回の指名競争入札ですが、参加業者数と落札率、完了期限をお知らせ願います。

経済課長 向井隆文 君

議長。

議長 木村健一 君

向井経済課長。

経済課長 向井隆文 君

本工事の入札の参加業者数でございますが、本工事 5 千万円以上の工事でありますので、格付が A・B の業者ということになっておりまして、その資格を有します村内 3 業者を指名入札に参加をいただいているところです。なお、落札率につきましては、96.9%、工期につきましては、本年 12 月 23 日ということにしております。以上です。

議長 木村健一 君

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 17 号 雄幸橋補修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第18号

議長 木村健一君

日程第10 議案第18号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦君

議案第18号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和3年6月15日提出

初山別村長 宮本憲幸

提案理由 行政手続における「書面規制、押印、対面規制の見直し」を図るため、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第18号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時52分 再開 午後 1時05分)

議長 木村健一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第19号

議長 木村健一君

日程第11 議案第19号 初山別村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。大水住民課長。

住民課長 大水秀之君

議案第19号 初山別村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

初山別村手数料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月15日提出

初山別村長 宮本憲幸

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第19号 初山別村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第20号

議長 木村健一君

日程第12 議案第20号 初山別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。向井経済課長。

経済課長 向井隆文君

議案第20号 初山別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

初山別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和3年6月15日提出

初山別村長 宮本憲幸

提案理由 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第20号 初山別村高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第21号

議長 木村健一 君

日程第13 議案第21号 令和3年度北海道初山別村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第21号 令和3年度北海道初山別村一般会計補正予算（第1号）について

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、質疑の方法についてお諮りします。

本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認め、本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

これより歳出の質疑を行います。10ページからです。

7番 鎌田健治 君

議長。

議長 木村健一 君

7番 鎌田健治君。

7番 鎌田健治 君

29ページ 1目 消防費

今2名の方の消防士が欠員しているということで、昨日も新聞報道を見ますと2名の方の募集しているということで、その見通しといいますか、今消防も2人も欠けているということは非常に住民も不安なものがありますので、その辺どうなっているのか分かる範囲で結構ですので、どのような対応をとられているのかをお伺い致します。

総務課長 加藤明彦 君

議長。

議長 木村健一 君

加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

鎌田議員のご質問、2名の欠員の募集状況はどうなっているかの質問でございますが、消防の方から情報をいただいている範囲内でお答えしたいと思いますが、札幌の専門学校の方で1名、それから、具体的な市名を申し上げますが、千歳市に在住の方の2名が今のところ応募・打診があるというふうにお聞きしています。それと更にもう1名応募があるということで、現時点では3名の打診があるということでございます。

7番 鎌田健治 君

議長。

議長 木村健一 君

7番 鎌田健治君。

7番 鎌田健治 君

今、採用についてはそのようになっているということで、住民の方が一番心配しているものですから、現状がそのようなことで職員の方も大変だとは思いますし、住民の方も不安に思うこともあるかと思いますので、十分に検討して採用に向けて、努力して欲しいなとそのように思います。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番 三谷博子君。

2番 三谷博子 君

28ページ 1目 消防費

先程説明がありました、6月からパートタイムの職員を採用したとのことです。この中の職務の内容というのは、今欠員している消防士としての職務の内容の方を採用したということですか。

総務課長 加藤明彦 君

議長。

議長 木村健一 君

加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

今、パートタイムと言うことでしたが、フルタイムということでございます。任務的な部分のお話ですが、会計年度職員の身分につきましては、村の条例規則には、残念ながら消防士という職務内容は明記されておりませんが、専門職として採用致し、危険業務には携わらず、署内的一般的な業務に就いていただき、署内の職員連携、助言と円滑化を促進していただく分、もちろん旧職、元々の職業につきましては、消防士の方でございます。以上です。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

ということは、何かあっても一緒に出動はできないということなのでしょうか。

総務課長 加藤明彦 君

議長。

議長 木村健一 君

加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

出動態勢の一員に加われるかというご質問でございますが、身分的な問題の中に、先程共済費に、非常勤職員公務災害補償負担金、というのを掛けるということでございますけれども、この方、うちの村の職員、冒頭申し上げましたように消防士という想定した会計年度職員の職名の規定、任用の規定がございません。万が一この指導をしていただくようにして雇用した方が、第一線で救急業務や消防の現場の第一線で、事故を起こした時に、公務災害補償基金の方から、補償の際に身分的な、雇用の条件的な書類を当然求められることになろうと思いますが、消防士という規定の部分で明確化されていない専門員という任用になりますので、基本的にこちらの方で、消防と協議させていただいた中で、危険業務の第一線に携わらない業務で従事していただきたいということで、申し送りをさせていただいております。以上です。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

同じく9款消防費の部分なんですけれども、今は応急的な職員体制の中で、支署から応援を貰ったり、訴える職員の任用をしたりとかして、オープン的だと思うんですけど、夜勤も2名になりました。その中で、望ましい消防支署の人員体制というのは、どういうふうに考えておりますか。

総務課長 加藤明彦 君

議長。

議長 木村健一 君

加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

望ましい消防体制ということにつきましては、構成市町村としての考え方と、消防組合としての考え方があるかと存じますので、私の一存で何名とは申し上げられないです。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

となると、24時間の消防体制の中で、当然無人化になる時間があるということで、色々なハード的な措置をしていますけれども、今後も無人化対応というのは増えてくるのでしょうか。

総務課長 加藤明彦 君

議長。

議長 木村健一 君

加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

無人化の対応でございますけども、基本的には現場で、最近、交通事故等の救急業務もそれなりの数がでて、火災については、大きな火事は村内では、今のところここ数年では起きていないかなと認識しておりますので、有事の際、災害も当然出てくるのかなと、こういった有事の際に出る数、頻度ということになろうかなと思いますので、それ以外につきましては常勤体制、今の応援いただいた体制が継続していくものというふうに考えております。

議長 木村健一 君

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

歳出の質疑がないようですので、歳入の質疑に移ります。3ページからです。

3番 斎藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

3番 斎藤勝博 君。

3番 斎藤勝博 君

5ページ 3目 衛生費国庫補助金

これに関しての新型コロナワクチン接種の関連についてのお話になりますが、先程福祉関係の皆さんのワクチン接種も一部進んでいるとお伺いしましたが、今現在初山別村で保管しているワクチン数で、更にどれくらいの数が接種できるのかとその部分がまず1点と、先程村長のお話の中にもございました、初山別村の65歳以下のワクチン接種がまだ分からぬという状況であります。他の町村の話を聞きますと、既にクーポン券を配付しているところ、また、日付けをしっかり分かりませんが、7月以降の接種を想定しているといった案内もございます。初山別村においては、今ちょっと分かりにくい状況かもしれません、例えば7月中にはなんとかなるのではなかろうかですか、8月中旬までになんとかなるですか、その辺についての見通しというのはどうでしょうか。

住民課長 大水秀之 君

議長。

議長 木村健一 君

大水住民課長。

住民課長 大水秀之 君

コロナワクチン接種に関連してお答え致します。まず1点目の、今現在村が持っているワクチンの量でございますけども、これについてはほぼ無くなっています。先日65歳以上の高齢者及び福祉関係者に、ワクチン接種の2回目を完了しております。この完了時点において、ほぼ先日国から配付されたワクチンについては使い切っております。これから以降につきましては、つい先日国の方から、見通しが示されております。6月下旬に、第二弾のワクチン配付が予定をされています。これを受けまして、7月上旬に村の方では、65歳未満の方々に対するワクチン接種

を行うべく、今調整等を行っています。今月下旬の広報お知らせ版で、村民の方々にお知らせで
きると思っておりますけれども、7月上旬にワクチン接種を開始したいということで、現在進め
ているところでございます。

議長 木村健一 君

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第21号 令和3年度北海道初山別村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後 1時54分 再開 午後 2時10分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第22号

議長 木村健一 君

日程第14 議案第22号 令和3年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第1号）
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。大水住民課長。

住民課長 大水秀之 君

議案第22号 令和3年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第22号 令和3年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第23号

議長 木村健一 君

日程第15 議案第23号 令和3年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。向井経済課長。

経済課長 向井隆文 君

議案第23号 令和3年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第23号 令和3年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第24号

議長 木村健一 君

日程第16 議案第24号 令和3年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。向井経済課長。

経済課長 向井隆文 君

議案第24号 令和3年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第24号 令和3年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議事運営上6月17日に審議を予定されております3件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、3件の案件を追加し議題とすることに決定しました。

追加日程表配布のため暫時休けいします。

（休憩 午後 2時24分 再開 午後 2時25分）

議長 木村健一 君

再開します。

追加日程第1 発議 第2号

議長 木村健一 君

追加日程第1 発議第2号 初山別村議会会議規則の一部を改正する規則の制定を議題とします。

改正規則案は、お手元に配布しております諸般の報告に続き込みのとおりであります。

本件につきましては、すでに全員協議会において協議済みでありますので、会議規則第37条に規定する議案等の朗読は、必要がないものと認め提出議員からの説明にとどめます。

提案理由等について、説明をお願いします。2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

上程いたしました「初山別村議会会議規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

この改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、

育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。また、請願者の利便性の向上を図るために、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

議員各位におかれましては、ご賛同下さるようお願いをし、提案理由の説明とします。

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

提出議員は自席に着席願います。

これより採決します。

発議第2号 初山別村議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議 第 3 号

議長 木村健一 君

追加日程第2 発議第3号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、発議第3号 議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しま

した。

追加日程第3

議長 木村健一 君

追加日程第3 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長及び総務経済常任委員長から委員会において、調査中の事件について会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第2回初山別村議会定例会を閉会します。

(令和3年6月15日 午後 2時31分)